

【入会規約】

第1条（目的）

本規約は、ロボット加工技術研究会（略称 Robo Machi Tech）の会員制度について定める

名称 ：ロボット加工技術研究会
英語名称 ：Robot Machining Technology Symposium
略称 ：Robo Machi Tech
事務局所在地 ：〒456-0058 名古屋市熱田区六番三丁目 4-名古屋市工業研究所内
 公益財団法人 名古屋産業振興公社
連絡先 ：052-654-1633

第2条（会員資格）

当研究会の目的に賛同し、次の各号に該当する事

（1） 正会員

ロボット加工研究または関連する技術・製品を保有し、事業もしくは取組の実績がある法人
および研究者、個人

ロボット加工に関する研究または関係する製品の取扱い情報を申込書に記載し、役員会に承認
を得たもの

（2） 準会員

研究会の取組に賛同し、ロボット加工研究または関連する製品の開発を計画する法人および
研究者、個人

準会員は、ロボット加工研究または関連する製品の開発内容を申込書に記載し、役員会の承認
が得たもの

また、開発計画が取組の実績となった場合には、再度、入会申込書を提出し役員会の承認を得
ることにより正会員となることができる

第3条（入会）

当研究会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を当研究会に提出し、役員会の承認を
得なければならない

第4条（入会の不承認）

当研究会の会員になろうとする法人および研究者、個人に、以下の行為が認められた場合、入会の承認
を取り消すことがある

- （1）入会申込書に虚偽の記載、誤記、記載漏れがあった場合
- （2）入会承認後、一定の期間を経過しても入会金、年会費の納入がされない場合
- （3）過去に当研究会から会員資格を取り消されたことがある場合
- （4）その他、当研究会が会員と認めることを不適当と判断した場合

第5条（入会金および年会費）

1. 当研究会の会員における入会金及び年会費は以下とする
 - (1) 法人 正会員/入会金 50,000 円、年会費 96,000 円（8,000 円/月）
 - (2) 法人 準会員/入会金 50,000 円、年会費 60,000 円（5,000 円/月）
 - (3) 研究者および個人 正会員/入会金 25,000 円、年会費 36,000 円（3,000 円/月）
 - (4) 研究者および個人 準会員/入会金 25,000 円、年会費 24,000 円（2,000 円/月）
2. 会費は、年会費制とし、原則当研究会の発行する請求書に基づく期限を遵守し、納入する事
3. 年度中の入会については、会計年度の残月数に応じた会費を負担する事
4. 会員が納めた入会金・会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする
5. 入会后、準会員から正会員への変更があった場合には、入会金は不要とし、年会費のみ変更される

第6条（退会）

- (1) 役員会に対し、退会の申し入れを提出し申請が受理されたとき退会することができる
- (2) 入会金・会費については、その退会理由の如何を問わず、これを返還しないものとする

第7条（会員資格の取り消し）

- (1) 各種技術に関する権利などを不当に利用し、会員の権利侵害・信用を傷つける行為があった場合
- (2) その他、会員とすることが不適当と役員会により判断されたとき

第8条（規約の変更）

- (1) 本規約の変更、改定については役員会でこれを決議する
- (2) 本規約に規定されていない次項については、役員会でこれを決議する

第9条（暴力団排除）

- (1) 本会員は、別途資料の暴力団排除誓約書の署名・提出を義務付ける